

## 国内経済要録

### 全銀協、31年度上半期中の銀行貸出増加についての見解を公表

全国銀行協会連合会は、このほど31年度上半期中の銀行貸出増加について、次の通り意見を公表した。

すなわち、上半期中の銀行貸出は14%の大幅増加を示したが、それは経済活動が拡大したうえに、在庫補充、社債増資などの前貸、ならびに納税資金など資金需要が増加したことに伴う当然の結果であつて、決して行過ぎではないとし、また、この間の貸出内容は不健全なものでなかつたことを強調している。

### 政府の為替銀行に対する英ポンド外貨預金、半額引揚げ

政府はこのほど、東京銀行を除く日本側為替銀行11行に対する政府保有の英ポンド外貨預金2千万ポンドのうち、半額を11月21日に引揚げることに決定した。この措置は、ポンド地域よりの輸入増大から、政府保有の英ポンド資金繰りがひつ迫したことに対処したものであると同時に、外貨の自己資金調達による為替正常化を推進し、あわせて第3・四半期の金融調整を目的としたものとされている。

### 外国為替引当貸付の利子歩合変更

カナダ国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合（従来日歩9厘5毛）が日歩1銭に改められ、外国為替公認銀行の手形買取日が10月26日以降の分から実施された。

### 銀行の海運業に対する貸出金利引下げ

全国銀行協会連合会は、10月29日計画造船に対する設備資金の貸出金（償還期限が5年以内のものに限る）について、本年12月1日以降の期間に対応する分から、各行の約定金利を日歩1厘方引下げ、下記の通りとすることに決定した。なお、計画造船以外の外航船舶に対する設備資金貸出についても、一般市中銀行はこれに準じて取扱う（長期信用銀行は必ずしも拘束されない）こととした。

#### 記

普通銀行	日歩2銭6厘
長期信用銀行・第11次船以前分	日歩2銭7厘
〃 第12次船以降分	日歩2銭6厘

### 全銀協、支払準備制度の導入につき意見発表

全国銀行協会連合会は10月15日「支払準備制度の導入に

ついて」と題し、支払準備制度に関する調査報告を発表した。その要旨次の通り。

支払準備制度は管理通貨制度のもとにおいては、金利政策、公開市場操作と並んで有効な信用調整手段であるが、これら三者が総合的な効果を挙げうるためには、資金需給の実勢に応じて、金利が弾力的に動き得るという条件が整備されねばならない。したがつて、わが国の現状で、ただちにこれを実施することは時期尚早であり、次のような諸条件がみたされたとき、はじめて実施すべきであろう。

1. 銀行資産の流動性がある程度回復すること。
2. 産業界の資本蓄積が進み、企業のオーバー・ブローイングがある程度緩和すること。
3. 金利政策が弾力的に行われるようになること。このためには、
  - (1) 政府短期証券金利を固定せず、市場の実勢に応じて決定されるような手段がとられること
  - (2) 公定歩合が資金需給の実勢に即して上下されるような政策がとられるようになること
  - (3) 臨時金利調整法の廃止などにより、市中金利が資金需給の実勢を反映し、日本銀行金利と市中金利との間に関連性が生ずるようになること
 などが必要である。

なお、支払準備制度の発動ならびに運営は、公正な見地に立ち、政治勢力から独立し、豊富な金融知識をもつ通貨管理機構（わが国では日本銀行政策委員会）にゆだねるべきである。

### 昭和30年度国民所得

このほど経済企画庁が発表した昭和30年度の国民所得は、総額6兆7,948億円と、前年度に比し11%方の著増となつている。その主なる内容は次表の通りであるが、とくに目立つた点は、(1)各産業部門にわたり所得増加が著しく、とくに豊作による第1次産業の増加率が最も高かつたこと、(2)景気上昇期を反映して、企業および個人業主（農業を含む）所得の増加率が勤労所得のそれを上回つたこと、(3)支出面では生産拡大に伴う原材料など在庫投資のほか、経常海外余剰の増加が大きい反面、消費や設備投資はそれほど伸びず、経済全般が貿易拡大を梃子として、かなり順調な拡大をたどつたあとを示していることなどである。なお政府の財貨、サービス購入の増加は、食管会計を通ずる米代金の支払増大に基くものである。

(単位 10億円)

摘 要	昭和30年度	前年度比増
産業別国民所得	6,794.8	11.0%
内 第1次産業	1,490.1	14.3
第2次産業	2,042.3	9.1
第3次産業	3,287.7	10.5
分配国民所得	6,794.8	11.0
内 勤労所得	3,235.3	9.2
個人業主所得	2,742.5	12.5
法人所得	597.3	11.0
国民総支出	8,188.9	10.3
内 個人消費支出	5,039.6	6.9
民間総資本形成	1,413.7	20.9
(生産者耐久施設)	843.4	5.7
(在庫品増加)	451.0	64.7
経常海外余剰	141.3	8.5
政府の財貨、サービス購入	1,594.3	13.3

### 昭和31年度上期中外資導入認可状況

本年度上期中の外資導入の認可状況は、設備投資の活発化を映じて、技術援助および貸付金投資が著増、前者は件数において、また後者は金額において、それぞれ前年同期に比しほぼ倍増している。その内容は次表の通りである。

(単位百万ドル)

区 分	31年度上期	前年同期比増	9月末累計
技術援助	58件	25件	576件
貸付金投資	12	5	190
株式投資	5	3	45
内 経営参加的	4	3	33
市場経由	1	0	10

- (1) 技術援助——昨年末頃より活発化した石油化学工業、ジェット航空機生産などの新分野における技術提携ならびに生産合理化のための技術提携が引続き活況を呈し、これら技術提携に伴う新規設備投資総額は400億円にのぼった。
- (2) 貸付金投資——東京、中部、関西の電力会社では、本年はじめ、国産困難な高温高圧大容量の発電機を輸入するため、ウエスティングハウス社などから低利(年5%)のメーカー・クレジット(計37,430千ドル)を受けたが、今期も九州電力が同様、ウエスティングハウス社から11,570千ドルのクレジットを受けた。

### 米国投資家などの円貨による本邦法人株式取得の制限撤廃

政府は、日米友好通商航海条約付属議定書に従い、本年10月30日以降、米国投資家などの円貨による本邦法人発行済株式(以下旧株という)取得に対する外資法上の現行制限を撤廃することとなった。その概要は次のとおりである。

- (1) 円貨による株式などの取得が自由となる外国投資家(以上指定外国投資家という)の範囲

米国および条約などの関係上、米国と同様な待遇を与えるべき次の12か国の投資家に限る。

英国、西ドイツ、オランダ、スイス、スウェーデン、フィンランド、ギリシャ、ウルグアイ、ユーゴスラビヤ、インド、タイ、中華民国(台湾)。

- (2) 円貨による取得が自由になる株式などの範囲

指定外国投資家の本行出資証券、および国内法上外国人の株式取得を制限している放送事業など15業種を除き、新株、旧株の別なく自由とする。ただし、放送事業など15業種についても、本邦からの海外投資などの場合における対外的影響を考慮し、新たに認可しうる道をひらいた。

- (3) 円貨により取得された株式の売却代金および配当金については、現行通り外貨送金を認めない。

この問題に関しては、外国投資家が株式取得を通じて企業を支配する恐れがあるため、各方面において制限期間の1年延長説など慎重論が多かった。しかし、日本経済もようやく立ち直つて、その抵抗力も相当に強くなつていること、いわゆる蓄積円についても外貨送金の道がひらかれたため、株式投資に向うものはそれほど大きくはないなどの判断から、日米通商航海条約に規定する相互無差別待遇の原則を貫いて、制限を撤廃することとなったものである。

### 特別外貨資金制度の改正

政府は、現行特別外貨資金制度(輸出額の5%を特定品目の輸入ならびに駐在員経費、旅費などの貿易外支払に充当することを認めるもの)を次のように改正し、明年1月1日から実施することとなった。

	現 行	改 正
特別外貨発生率	輸出代金の5%	同3%
有効使用期間	7か月	3か月

このように改正した理由は、すでに当初の目的である輸出振興の意味が薄れ、現在では主に輸入および貿易外支払の外貨割当手続簡素化の手段としての存在にすぎなくなつたためである。さらに、この改正を促進したものとして、世界貿易を公正な自由競争によつて推進しようとする趣旨から、IMFがしばしばわが国政府に本制度の廃止方を勧告してきた事実があることも見のがすことはできない。